

第18回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年12月20日（水）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地利用状況調査（農地パトロール）の結果について
 - (2) 報告第2号 株式会社森いちご農園の設立について
 - (3) 報告第3号 土地改良事業参加資格の承認について
 - (4) 報告第4号 農地法第4条の規定による許可について
 - (5) 報告第5号 農地復元等計画について
 - (6) 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - (7) 議案第2号 農地法第3条買受適格証明願について
 - (8) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (9) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (10) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (11) 議案第6号 非農地証明願について
- 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一
10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広
13番 鈴木 賢一	14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子
16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
農業委員会事務局長ほか 4名
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（2番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 (荒井 一夫) <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第18回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、1番渡邊委員、2番越沼委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局にお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議 長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「農地利用状況調査（農地パトロール）の結果について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 4ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 農地利用調査状況調査結果の表について、田及び畑の数字を足し合わせても計と一致しません。これは小数点以下の関係で一致しないのでしょうか。

事務局 端数処理の関係上、計と一致しません。

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に報告第2号「株式会社森いちご農園の設立について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 5、6ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 執行役員が複数名いるのであれば「代表」がつくと思いますが、執行役員が1名しかいない場合の役職において「代表」は付かないと思われれます。正確な執行役員の状況をお聞かせください。

事務局 執行役員の状況を確認し、後日、回答いたします。

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に報告第3号「土地改良事業参加資格の承認について」を上程します。報告件数は1件です。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 7、8 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に、報告第4号「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 9 ページ、別冊資料説明 2、3 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<津久井 勝之委員挙手>

津久井 勝之委員 申請番号14番について、災害廃棄物の一時保管として使用とのことですが「災害廃棄物」とは何かをご教示ください。

事務局 地震や台風などの災害が市内で発生した際の瓦礫や浸水した家財道具等を指しております。現在は、桧木沢地内が一時保管場所となっているが隣接地が住宅街となっており、一時保管場所として相応しくないため別の一時保管場所を探しておりました。

この度、奥沢地内の当該地を一時保管場所として使用いたします。収集されました災害廃棄物は分別され、再利用または廃棄となり、最終的には一時保管場所に廃棄物は残りません。あくまでも一時的な保管場所です。合わせて、市外から廃棄物の受入れはいたしません。

津久井 勝之委員 一時的な保管とは言え、得体の知れないものが置かれると地域住民からの問い合わせ等の対応に苦慮します。どのようなものがいつまで置かれ、安全であるなど、明確に提示して欲しいと思います。

事務局 いただいたご意見をもとに農業委員会事務局より担当課へ地元に対する説明責任を果たすよう申し伝えます。

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第4号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に、報告第5号「農地復元等計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 10 ページ、別冊資料説明 4、5 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第5号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程
します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 11～75 ページ>

農地中間管理機構特例事業 8件

利用権設定等促進事業 88件

農地中間管理事業（農地利用集積計画一括方式） 8件

議 長 (荒井 一夫) 本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を
分割して質疑・採決を行います。

はじめに、資料71ページ、農地中間管理事業（農用地利用集積計画一
括方式）、申請番号12-3、12-4、12-5について、9番郡司委員
が議事参与に該当いたします。

つきましては、郡司委員は退室願います。

<郡司 裕一委員 退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

農地中間管理事業（農用地利用集積計画一括方式）、申請番号12-3、
12-4、12-5について、原案のとおり決定することに賛成の方は、
起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。

審議終了により、9番郡司委員の入室を認めます。

<郡司 裕一委員 入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行
います。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 申請番号12-7について、受人の経営面積のうち貸付面積88
068.57平方メートルを貸付しておきながら、借入を予定しています。
何か特別な理由があるのでしょうか。

事務局 申請番号12-7は、受人が個人名義で購入している農地になります。
個人名義で農地を購入し、自身が耕作するか、自身が経営する法人に貸付
をしております。

佐藤 孝委員 個人で農地を購入し、自身が経営する法人へ農地の貸付を行うこと
は、純粹に耕作するために農地を購入しているように感じない。それでも
罰則などは無く、認められるのでしょうか。

事務局 栃木県農業公社で売買契約を締結しているため購入の経緯や意図など、詳細については不明です。

今後の課題といたしまして、類似した案件がありましたら栃木県農業公社と協議を重ね、対応してまいります。

議長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。

農地中間管理事業（農用地利用集積計画一括方式）、申請番号12-3、12-4、12-5以外の議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条買受適格証明願について」を上程します。申請件数は1件です。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 76 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。

次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員 (渡邊 和子) 議案第2号 農地法第3条買受適格証明願について報告いたします。令和6年12月18日、現地調査班第1班で確認してまいりました。申請のありました1件について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しました結果、証明することに問題ないものと思われま。

以上、報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は17件です。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 77～84 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告

願います。渡邊委員。

現地調査担当委員（渡邊 和子） 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年12月18日、現地調査班第1班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しましたので一括して報告いたします。

申請番号55番から71番の計17件について、許可することに問題ないと思われます。

以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第3号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は2件です。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 85 ページ、別冊資料説明 6、7 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員（渡邊 和子） 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年12月18日、現地調査班第1班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しましたので報告いたします。

申請番号15番、佐久山地内について、転用目的は農地として管理することが難しく、植林をしたいためです。現地及び農地の状況は、山の中に開拓した畑で多少草が伸びておりました。周辺は山林となっておりました。

周辺農地の影響は、ないものと思われます。転用することに問題ないことを確認いたしました。

申請番号16番、北金丸地内について、母屋建て替えに伴う仮設住宅用地としての一時転用です。現地の状況は、すでに仮設住宅用地となっておりましたが農地部分は管理されており、周辺農地に影響は、ないものと思われます。一時転用することに問題ないと確認いたしました。

以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第4号について、申請番号15番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、またそれ以外の1件については、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。申請番号15番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、またそれ以外の1件については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 86、87ページ、別冊資料説明 8～13ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員(渡邊 和子) 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年12月18日、現地調査班第1班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しましたので報告いたします。

申請番号34番、湯津上地内について、転用目的は、農林漁業用施設の牛舎を建築予定です。現地の状況は、畑地となっており、農地として適正に管理されておりました。周辺農地の状況は畑地利用です。土砂の流出防止策を講ずる施工計画となっており、周辺農地に影響はないものと思われまます。転用することに問題ないと確認いたしました。

申請番号35番、薄葉地内について、転用目的は、一般住宅建築です。現地の状況は、分譲した地内の残区画であり、周辺農地の状況はすでに住宅地であります。土砂の流出防止方法は、土留めで囲む計画となっております。周辺農地に影響はないものと思われまます。転用することに問題ないと確認いたしました。

申請番号36番及び37番、中田原地内について、同一目的でありますので一括して、ご報告いたします。転用目的は、店舗兼施設の建設のためです。現地の状況は、県道沿いの水田となっており、農地として適正に管理されておりました。周辺農地の状況は、宅地が介在している状況であります。土砂の流出防止方法は擁壁を設置する計画となっており、周辺農地に影響はないものと思われまます。そのため、転用することに問題ないと確認いたしました。

申請番号38番、滝岡地内について、転用目的は、発電所撤去工事に伴う工事用地とするための一時転用です。現地の状況は農用地となっており、農地として適正に管理されておりました。周辺農地の状況は、水田利用であります。敷き鉄板を設置する計画となっており、周辺農地の影響はないものと思われます。そのため、一時転用することに問題はないものと確認いたしました。

申請番号39番、薄葉地内について、転用目的は、送電鉄塔除却工事に伴う工事用地とするための一時転用です。現地の状況は水田利用となっており、農地として適正に管理されておりました。周辺農地の状況は、水田利用であります。敷き鉄板を設置する計画となっており、周辺農地に影響はないものと思われます。そのため、一時転用することに問題はないものと確認いたしました。

申請番号40番、親園地内について、転用目的は、一般住宅建築です。現地の状況は、一部において敷砂利があるもののほか、畑地利用となっており、農地部分として適正に管理されておりました。周辺農地の状況は畑地であります。土砂の流出防止方法はブロック積みをする計画となっており、周辺農地に影響はないものと思われます。そのため、転用することに問題はないものと確認いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、申請番号34番、申請番号36番及び37番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求め、合わせて申請番号36番及び37番については都市計画課と調整を行うこととし、それ以外の4件は原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号について、申請番号34番、申請番号36番及び37番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求め、合わせて申請番号36番及び37番については都市計画課と調整を行うこととし、それ以外の4件は原案のとおり許可することといたします。原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 88、89 ページ、別冊資料説明 14～19 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。渡邊委員。

現地調査担当委員（渡邊 和子） 議案第6号、非農地証明願について報告いたします。令和6年12月18日、現地調査班第1班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しましたので報告いたします。

申請番号27番、羽田地内について、現地は昭和60年頃から宅地として利用されており、現在に至っております。非農用地となって35年以上経過しており、農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われます。

申請番号28番、中田原地内について、現地は、宅地の敷地の一部として利用されており、非農用地となって現在に至っております。測量分割残であろうと思われます。農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われます。

申請番号29番、両郷地内について、現地は、昭和45年頃から山林として利用されており、現在に至っております。非農用地となって50年以上経過しており、農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われます。

申請番号30番、須賀川地内について、現地は、昭和51年に建物を建てましたが、それより以前の明治時代の頃から宅地として利用されており、現在に至っております。非農用地となって相当の年数が経過しており、農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われます。

申請番号31番、久野又地内について、現地は、昭和47年には酪農舎を建築して使用しておりました。申請人の離農後は、知人が農業用機械置場として利用しており、現在に至っております。非農用地となって30年以上経過しており、農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われます。

申請番号32番、北金丸地内について、現地は、平成10年以前から宅地の一部として利用されており、非農用地となって20年以上経過しております。農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われます。

申請番号33番、中野内地内について、現地は、昭和51年に住宅を建築して以降、宅地として利用されておりました。非農用地となって49年以上経過しております。農地に戻すことは難しいと思いますので、証明することに問題ないと思われます。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたの

で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

議 長（荒井 一夫） そのほか、質疑はありますか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第18回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時42分 閉会